

犯罪被害者等支援について

基本理念

- ・犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- ・犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮されること。
- ・犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- ・町及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われること。

支援内容

【経済的支援】 ※条件等詳しい内容は裏面をご覧ください。

遺族見舞金	重傷病見舞金	転居費支援金
金額 30 万円	金額 10 万円	金額 上限 20 万円
犯罪行為により亡くなった方の遺族への支援	犯罪行為により重傷病(療養期間1か月以上)を負った方への支援	犯罪行為により現在の住居に住むことが難しくなった場合の転居費用の支援

○見舞金・転居費支援金について

遺族見舞金

重傷病見舞金

転居費支援金

<p>対象となる 犯罪行為</p>	<p>①日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（交通事故等の過失は含まない） ②令和7年4月1日以降に発生したもの</p>		
<p>対象者対象要件</p>	<p>犯罪により亡くなられた被害者の遺族（六戸町に住んでいる方）</p>	<p>犯罪により害を被った時から六戸町に住み、医師の診断により療養の期間が1か月以上を要する心身の負傷又は疾病を負った方</p>	<p>①犯罪により害を被った時から六戸町に住んでいる方 ②犯罪被害発生時から被害者と同居し、六戸町に住んでいる家族、遺族 ※町外に転居した場合は、転居するまで六戸町に住んでいた方</p> <p>①犯罪により住居が損し、又は汚損した方 ②二次被害を受けた方、又は受けるおそれがある方 ③犯罪による被害を受けた時の住居における生活に支障がある方</p>
<p>金額対象経費</p>	<p>30万円</p>	<p>10万円</p>	<p>いずれか少ない額 ①対象経費の合計額 ②20万円 ※1つの犯罪につき1回の転居に限る</p>
<p>支給対象外</p>	<p>①他の地方公共団体から同種の支給を受けている場合 ②支給対象者と加害者との間に親族関係があった場合 ③支給対象者が犯罪行為を誘発した場合 ④支給対象者が暴力団、暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者である場合</p>		
<p>申請期限</p>	<p>犯罪行為が発生した日から1年を経過するまで ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が死亡した場合は、死亡した日から1年を経過するまで</p>		<p>犯罪行為が発生した日から1年を経過するまで</p>